

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成28年1月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クスリのアオキ西今店 彦根市西今町字小橋ヶ板306-1ほか12筆
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
 - (1) 廃棄物の収集運搬および処分については、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。また、彦根市事業系廃棄物減量等に関する指導要綱に基づき、一般廃棄物管理責任者の選任および減量化等計画書の作成を行うこと。
 - (2) 空調機の室外機について、住宅地や今後住宅地になる可能性がある用地方向に向けないよう配慮すること。また、近隣住民から苦情が発生した場合は誠意を持って対応すること。
 - (3) 車両のアイドリングストップに努めるよう周知を図ること。
 - (4) 出入口の計画について、平成27年9月1日付け彦根市指令都第652号の開発行為の許可内容を遵守すること。
なお、許可内容に変更がある場合は、道路管理者等と協議し諸手続を行うこと。
 - (5) 施行中の開発行為について、適正に完了させること。
 - (6) 計画地は彦根市景観計画の市街地景観ゾーン内にあり、現計画の規模は景観法第16条第1項に基づく届出の対象となるため、景観形成方針や基準による意匠形態に努め、建築確認申請の前に届出を行うこと。
 - (7) 協議中の中高層建築物等事前協議を終了した後に建築確認を申請すること。
 - (8) 屋外広告物について、敷地内で総面積が10平方メートルを超える場合および敷地外で設置する場合は彦根市屋外広告物条例の規定に基づく許可を得ること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
 - (2) 縦覧期間 平成28年1月27日から平成28年2月29日まで